

湖岸緑地松原～矢倉川河口部スロープ付近一帯の利用制限を行います

彦根市松原町地先の湖岸緑地松原～矢倉川河口部付近一帯では、これまで、一部の利用者による、近隣住民や他の利用者の危険・迷惑行為（早朝からの騒音、バーベキュー、ゴミの放置、路上駐車等）が多発し、県や市ではこれらの改善に向けての対応を求められていました。

スロープ利用者が水上オートバイとともに湖岸緑地松原に入り、バーベキュー等をしている状況が確認されたため、平成30年度から、来訪者の総量規制を目的として、夏季の間、スロープの出入口の閉鎖を実施してきました。なお、令和3年度および令和4年度は、ゴールデンウィークからレジャー利用者の増加が見込まれたことから、4月末から閉鎖を行いました。

スロープの出入口の閉鎖は、危険・迷惑行為の減少に大きな効果が見られることから、今年度からは、下記のとおり閉鎖することとしましたので、お知らせします。

1 スロープ部分閉鎖の概要

- | | |
|----------|--------------------|
| (1) 閉鎖期間 | 令和5年4月28日（金）～当面の間 |
| (2) 場 所 | 矢倉川河口部のスロープ付近（出入口） |
| (3) 対 象 | 車両の乗り入れのみの閉鎖 |

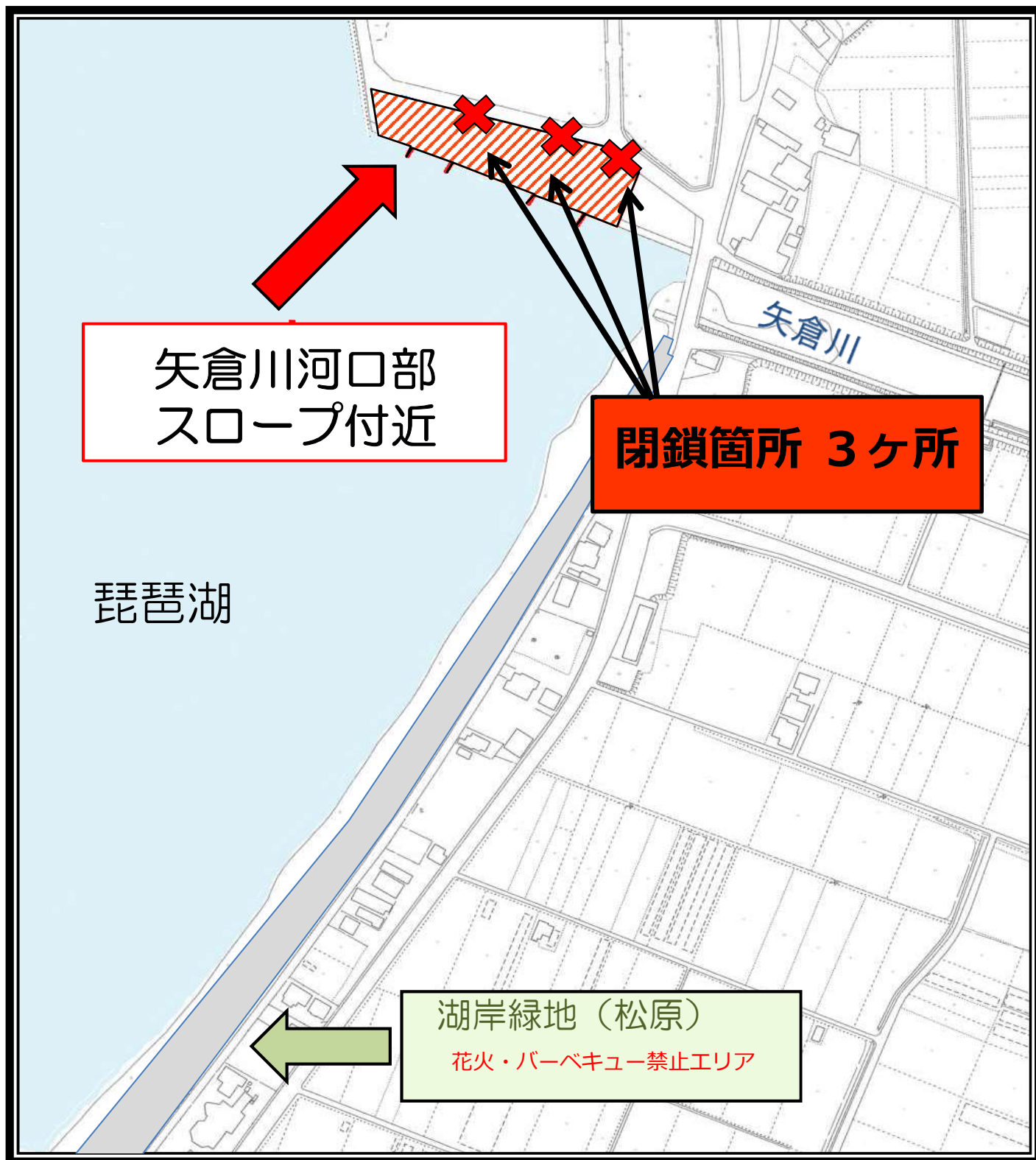
2 位置図（別紙のとおり）

3 関係団体

滋賀県：琵琶湖保全再生課、都市計画課、都市公園指定管理者、
流域政策局、湖東土木事務所

彦根市

湖岸緑地松原～矢倉川河口部 スロープ付近一帯地図



矢倉川河口部
スロープ付近

閉鎖箇所 3ヶ所

琵琶湖

湖岸緑地 (松原)
花火・バーベキュー禁止エリア